

不当な契約は取り消せます！

消費者を守る、消費者契約法

●消費者契約法とは…？

消費者と事業者が契約するとき、両者の間の持っている情報の質や量、交渉力の格差があることから消費者の利益を守るため平成13年に制定されました。その後、高齢化の進展をはじめとした社会経済情勢の変化等に対応した改正が行なわれ、平成29年より施行されました。

●どう変わったの？

契約の取り消し

事業者の不当な勧誘により誤認・困惑して契約したときは、消費者はその契約を取り消すことができます。

①重要事項について事実と異なることを告げられ、契約したとき。

改正以前は契約の目的となるものについてのみ重要事項とされていましたが、今回の改正で「生命、身体、財産その他の重要な利益についての損害または危険を回避する必

要性に関する事項」が追加され重要事項の範囲が拡大されました。

例

「このままでは肌が荒れてしまふ」と身体について事実と異なることを告げられ、困惑して化粧品を購入契約をした場合。

Point

「身体について事実と異なることを告げられた」

②事業者が消費者にとって通常必要とする量を著しく超えていると知りながら商品を購入しようとした場合。

例

「ひとり暮らしの高齢者に、必要量を超えていることを知りながら布団を購入しようとした場合、何セットも販売した」

Point

「事業者が消費者の必要量を超えていることを知りながら勧誘した」

また、消費者による契約の取消権の行使期間(短期)が、従来の6か月から1年に延長されました。

契約条項の無効

消費者の利益を不当に害する契約条項は無効になります。

①購入した商品に不具合があったときや事業者が契約内容を履行しない場合でも、一切キャンセル・返品はできないという条項。

②消費者が意思表示や行動をしないことをもって、新たな契約の申し込みとみなす条項であつて、信義誠実の原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの。

例

ウォーターサーバーのお試しレンタル期間中に、消費者がレンタル商品をすべて返却しなかった場合、自動的に有料契約に移行するという契約条項が書かれていた。

Point

「レンタルの返却がなかったのに、自動的に有料契約に移行する契約条項」

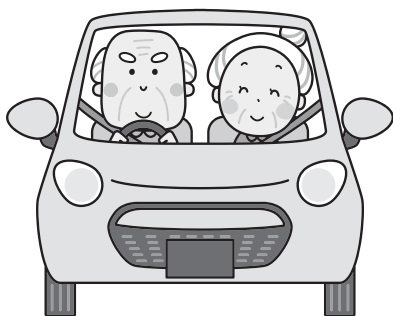
その他消費者契約法改正の詳細については、消費者庁ホームページをご覧ください。

問い合わせ先 ◆ 住民課 生活環境交通担当 消費生活相談窓口 ☎0748-52-2500

高齢者の交通事故に「注意を

日野町における平成29年中の交通事故(人身事故)件数は45件でした。このうち、「追突事故」が16件、「出会い頭事故」が10件と事故全体の約60%を占めています。さらに高齢者が絡む事故件数が15件と50%を超えており、事故の加害者や被害者となる割合が高い状態が続いています。また、事故の発生場所として、45件中16件が交差点で事故が発生しています。

4月6日～15日までの期間「春の全国交通安全運動」が実施されます。車を運転される方も、そうでない方も今一度交通安全について確認し、思いやり、譲り合いの心で交通ルールをしっかり守りましょう。



◆ 問い合わせ先 ◆

住民課生活環境交通担当
☎0748-52-6578

先月アメリカのメリーランド州からギューリックさん夫妻が来訪され、日野小学校にテナというお人形を贈呈いただきました。日野小学校には、メリーちゃんという人形があります。昭和2年にアメリカから日本全国に送られた12,739体のうちのひとつです。当時、日米間で緊張が高まる中で国際親善を図ろうと民間の人達の力で行なわれたものです。ギューリックさんは当時の取り組みをされた方のお孫さんにあたります。メリーちゃんのように現存している人形は県内で4体だけです。太平洋戦争中、アメリカは敵国であり「鬼畜米英」にかかわるものを持つことは「非国民」の烙印を押され、難しいことでした。メリーちゃんは、誰かが「かくまった」おかげで廃棄されずに残ることができたのだと思います。

仲介にあたり、平昌オリンピックを契機に米朝会谈の開催が予定されるなど緊張緩和の兆しがあるように感じました。「対話は無駄」としてきた日本は、こうした米朝韓の動きから取り残されたようにも見えます。3月にアメリカのトランプ大統領が外交を担当する国務長官を解任するなど楽観はできませんが米、朝、韓と日、中、露による「6か国協議」で平和的な議論が進むことを期待したいと思います。

一方、日本では北朝鮮のミサイル問題をきっかけにこれまで「専守防衛」の立場からできないとしてきた空母や巡航ミサイルを保有しようとしています。こうした動きと呼応して憲法の平和主義を骨抜きにする憲法9条改定が政府与党で議論されていることは看過できないものです。

暖かい陽射しをうけて校庭の桜が満開になり、新入生の皆さんが希望に胸を膨らませて入学です。ひとりひとりが大切にされる、自由で平和な社会を築くために力を合わせましょう。

小・中学校 日野町就学援助制度のご案内

経済的な理由によって、小・中学校への就学に必要なと認められる家庭に対して、学用品費や給食費などの一部を援助する制度を実施しています。

制度を利用したい方は、各学校または学校教育課にご相談ください。

対象 町内に住所を有し、町内の小・中学校および県立中学校に子どもが在籍する家庭で、世帯全員の前年

の所得合計が基準以下の家庭などに
申請 申請書に必要な事項を記入の上、必要書類を添えて各学校へ提出してください(申請書は、各学校または学校教育課にあります)。
年度途中での申請も随時受付しています。認定された場合、申請月の翌月から該当になります。

問い合わせ先 ◆ 教育委員会事務局 学校教育課 ☎0748-526564

平成30年度 親子ぶれすて

毎月第4金曜日に開催します!

子ども達と保護者のための家庭教育の場です。

お友だちをつくって、楽しく子育てしませんか?



時間 10時～11時30分

参加費 無料(ツッキング等は除く)

場所 保健センターホール

対象 就学前の子どもと保護者

内容 季節の行事・読み聞かせ・工作・ツッキングなど

開催予定日

※第4金曜日が祝日の場合は、第1または第5金曜日に変更

4月27日	5月25日	6月22日
7月27日	8月24日	9月28日
10月26日	11月30日	12月7日
1月25日	2月22日	3月22日

問い合わせ先 ◆ 教育委員会事務局 生涯学習課 ☎0748-526566